

「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の改訂の主な論点について

1. 用語について

「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」において用いる主な用語について、今回の改訂作業においては以下のように表記する。

表記	正式名称等
温対法	地球温暖化対策の推進に関する法律
地方公共団体実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地方公共団体が自らの事務及び事業に関して策定する計画
下水道実行計画	「下水道における地球温暖化防止実行計画の手引き」に基づき下水道管理者が策定する計画
環境省マニュアル	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る実行計画策定マニュアル、平成19年3月、環境省地球環境局
現行手引き	下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き、平成11年8月

2. 今回の改訂に当たっての基本的な考え方

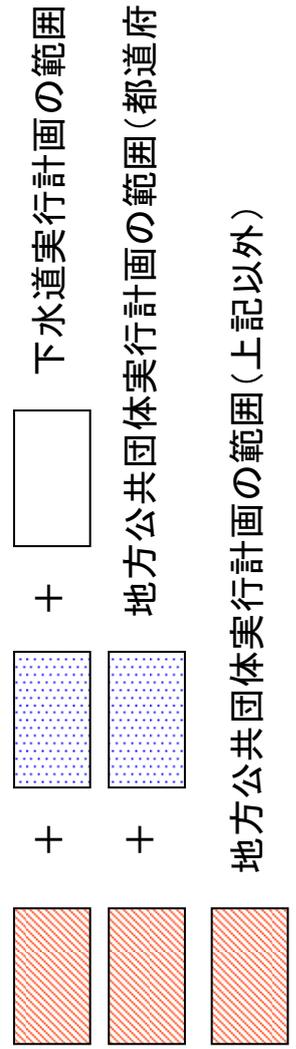
現行手引きの普及、利用が進んでおり、既定の下水道実行計画への影響があることや、現行手引きの内容の充実度を考慮し、今回の改訂に当たっては現行手引きの枠組みを基本的に踏襲しつつ、温対法の改正や環境省マニュアルの改訂等を踏まえて、これを充実させていくこととする。

3. 下水道普及率の向上に伴う処理水量の増加と温室効果ガス削減目標の設定について
- 現行の引きでは目標の設定については温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標を定めることとなっている。(現行手引き P10)
 - すでに下水道普及率が高く、処理水量の大きな伸びが見込まれない都市については、現行手引きによる総排出量に関する目標の設定が容易。
 - しかし、下水道が普及途上にある都市では、たとえ省エネ等の努力をしても処理水量の増加に伴い温室効果ガスの総排出量は増えると見込まれることから、総排出量に関する目標の設定は困難。
温室効果ガスの総排出量に関する目標の設定を基本とするが、それ以外の方法(例: 単位処理水量あたりの温室効果ガス排出量についての目標設定など)についても示すべきではないか。
各都市における計画の例を示すなど、具体的に参考となる例を示すべきではないか。

4. 下水道実行計画における対策の範囲について
- 現行手引きでは、下水道事業において自ら排出する温室効果ガスの抑制につながる対策だけでなく、下水道事業の外部へのエネルギーの供給や建設資材等の提供により、外部の温室効果ガスの削減に寄与することのできる対策についてもその対象としている。(現行手引き P16、34)
 - しかし地方公共団体実行計画では、対象範囲が地方公共団体の事務及び事業とされていることから、当該地方公共団体以外の者の削減分は直接対象とされていない。(環境省マニュアル P10)
下水道実行計画においては、現行手引きのとおり下水道による資源・エネルギー循環形成を推進する観点から、外部へのエネルギーの供給や建設資材等の提供による外部の温室効果ガス削減についても対象とするべき。
その上で、下水道実行計画と地方公共団体実行計画における対策の範囲の違いをより分かりやすくすることが必要ではないか。

下水道実行計画と地方公共団体実行計画における対策の範囲の違い

<p>エネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスの削減</p>	<p>処理プロセスから排出される温室効果ガスの削減</p>	<p>上水、工業用水、薬品類の消費に伴う温室効果ガスの削減 (上水等当該地方公共団体の削減分)</p>	<p>下水道資源の有効利用による温室効果ガスの削減 【下水道内部での利用】 【下水道外部での利用】 (当該地方公共団体による利用)</p>
		<p>(当該地方公共団体以外 の者の削減分)</p>	<p>(当該地方公共団体以外 の者による利用) <区域内> (当該地方公共団体以外 の者による利用) <区域外></p>



5. 地方公共団体実行計画への下水道実行計画に基づく取り組みの位置づけについて
- 地方公共団体実行計画には対象となる事業として下水道が明示されている。(環境省マニュアル P10)
 - しかし地方公共団体実行計画に、下水道実行計画において示された下水道事業における取り組みを位置づけている例は少ない。
下水道実行計画に基づく取り組みを、地方公共団体実行計画に位置づけるべきであることを明示すべきではないか。
6. 水処理プロセスから発生する N2O の取り扱いのについて
- 現行手引きでは水処理プロセスから発生する N2O については言及していない。
 - 現行手引き策定後の改正温対法施行令により、下水の処理にともない発生する N2O について排出係数が定められている。(環境省マニュアル P67)
水処理のプロセスからの N2O の発生のメカニズムについての説明や、N2O 発生量を実際に測定した例を示すべきではないか。
7. 温室効果ガスの削減対策の留意点と副次的なメリットの明確化
- 現行の手引きでは、地球温暖化対策の着眼点として、1) エネルギー消費に伴って排出される温室効果ガスの削減、2) 処理プロセスから排出される温室効果ガスの削減、3) 上水、工業用水、薬品類の消費に伴う温室効果ガスの排出量の削減、4) 下水道資源の有効利用による温室効果ガス排出量の削減、に分けて、それぞれ事例を基に、その対策効果が示されている。(現行手引き P34～54)
 - 温暖化防止対策については、一方の面からの削減対策が他方の面の排出増大につながらないように、対策策定にあたっては総合的に判断しなければならないことが記載されているが、具体的な記述がない。(現行手引き P34)
対策の事例を示す場合は、効果だけでなく導入に伴うコスト面、維持管理面、環境面などの留意点についても記載すべきではないか
温室効果ガス削減対策が、他の効果(例：高温焼却の導入によるダイオキシン削減効果)を有するなど多面的な効果を有する場合、その点についても明記すべきではないか。
8. 下水道実行計画の計画期間の考え方について
- 現行手引きでは下水道実行計画の期間は5年間とされている。(現行手引き P10)
現行手引き、環境省マニュアルにおいても計画の期間は5年とされているがこれは適当であるのか。
長期的な視点から実施される下水道事業の特徴を考えた場合、5年程度の短期的な目標の設定のほか、中長期的な目標の設定についても必要であることを示すべきではないか。

9. 実行計画策定後のフォローアップの視点の強化

- 下水道分野においても多くの施策の実施に際して計画のフォローアップが重要とされてきており、下水道事業者におけるP（計画策定・見直し）・D（実施）・C（点検）・A（処置・改善）の認識は深まっている。
- しかし、現行の手引きでは必要に応じて実行計画の見直しを行う旨の記載にとどまっている。（現行手引き P12）
- 環境省マニュアルでは、3つの章を割いて策定後の運用、点検・評価、見直しについて記載している。（環境省マニュアル第3～5章）
環境省マニュアルも踏まえ、P・D・C・Aの観点から計画策定後の運用、点検・評価、見直しに関する内容の充実が必要ではないか。